

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
株式等譲渡所得割	支払を受ける一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	源泉徴収口座内配当等 翌年の1月10日		
事業税個人	(1) 第一種事業所得の $\frac{5}{100}$ (2) 第二種事業所得の $\frac{4}{100}$ (3) 第三種事業 法第72条の2第10項第5号及び7号に該当するもの 所得の $\frac{3}{100}$ その他のもの 所得の $\frac{5}{100}$	左に同じ	第1期 8月15日～ 8月31日 第2期 11月15日～ 11月30日 年の中途において事業を廃止したとき 知事が定める日	(免除) 1. 生活保護法の規定による生活扶助又は生業扶助を受ける者 2. 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であって、条例の規定によるもの 3. 過疎地域内において畜産業又は水産業を行う者で条例の適用を受けるもの (減免) 下記のうち知事が必要と認める者 (1) 天災その他特別の事情により被害を受けた者 (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 (3) 法施行令第7条各号に掲げる障害者で生活が困難であるもの (4) (2)及び(3)以外のもので生活が困難であるため事業税の負担が著しく困難であるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
法人	(1) 電気供給業 } を行う ガス供給業 } 法人 保険業 } 収入金額の $\frac{0.9}{100} (\frac{0.939}{100})$ (2) その他の事業を行う法人 特別法人 [(3)を除く] 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{3.4}{100} (\frac{3.55}{100})$ 所得のうち年400万円を超える金額の $\frac{4.6}{100} (\frac{4.798}{100})$ 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 対する税率 $\frac{0.4944}{100}$ [- $\frac{0.7344}{100}$] 資本割 資本金等の額の $\frac{0.206}{100}$ [- $\frac{0.306}{100}$] 所得割 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{2.314}{100}$ [- $\frac{1.714}{100}$] 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{3.365}{100}$ [- $\frac{2.465}{100}$] 所得のうち年800万円を超える金額の $\frac{4.516}{100}$ [- $\frac{3.316}{100}$] 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う 法人所得の $\frac{4.516}{100}$ [- $\frac{3.316}{100}$] その他の法人 [(3)を除く] 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{3.4}{100} (\frac{3.55}{100})$ 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{5.1}{100} (\frac{5.319}{100})$	(1) 電気供給業 } を行う ガス供給業 } 法人 保険業 } 収入金額の $\frac{0.7}{100} (\frac{0.739}{100})$ [- $\frac{0.9}{100} (\frac{0.939}{100})$] (2) その他の事業を行う法人 特別法人 [(3)を除く] 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{2.7}{100} (\frac{2.85}{100})$ [- $\frac{3.4}{100} (\frac{3.55}{100})$] 所得のうち年400万円を超える金額の $\frac{3.6}{100} (\frac{3.798}{100})$ [- $\frac{4.6}{100} (\frac{4.798}{100})$] 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 対する税率 $\frac{0.4944}{100}$ 資本割 資本金等の額の $\frac{0.206}{100}$ 所得割 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{1.614}{100}$ [- $\frac{2.314}{100}$] 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{2.365}{100}$ [- $\frac{3.365}{100}$] 所得のうち年800万円を超える金額の $\frac{3.116}{100}$ [- $\frac{4.516}{100}$] 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う 法人所得の $\frac{3.116}{100}$ [- $\frac{4.516}{100}$] その他の法人 [(3)を除く] 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{2.7}{100} (\frac{2.85}{100})$ [- $\frac{3.4}{100} (\frac{3.55}{100})$] 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{4}{100} (\frac{4.219}{100})$ [- $\frac{5.1}{100} (\frac{5.319}{100})$]	1. (法第72条の25第1項又は法第72条の28第1項の法人) 各事業年度終了の日から2か月 ただし、法第72条の25第2項により知事の認められたものはその指定した日 会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため上記期間中に申告納付できない場合には知事の承認により3か月以内 2. (法第72条の26第1項の法人) 事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月 3. (法第72条の29第1項の法人) 各事業年度終了の日から2か月 4. (法第72条の30第1項の法人) 残余財産分配の日の前日 5. (法第72条の31第1項の法人) 残余財産の確定した日から1か月	(免除) 過疎地域内において租税特別措置法第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であって、条例の規定によるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>所得のうち年800万円を超える金額の</p> $\frac{6.7}{100} \left(\frac{6.988}{100} \right)$ <p>(3) 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの 特別法人 所得の $\frac{4.6}{100} \left(\frac{4.798}{100} \right)$ その他法人 所得の $\frac{6.7}{100} \left(\frac{6.988}{100} \right)$</p> <p>()は平成10年2月1日から平成31年1月31日までに終了する事業年度分について、資本金の額又は出資金の額が1億円超のもの、又は所得が年5,000万円超（収入金額を課税標準とするもの）にあつては4億円超のものに適用する。 []は開始事業年度が平成27年4月1日以後の事業年度分について適用する。</p>	<p>所得のうち年800万円を超える金額の</p> $\frac{5.3}{100} \left(\frac{5.588}{100} \right)$ $\left[\frac{6.7}{100} \left(\frac{6.988}{100} \right) \right]$ <p>(3) 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの 特別法人 所得の $\frac{3.6}{100} \left(\frac{3.798}{100} \right)$ $\frac{4.6}{100} \left(\frac{4.798}{100} \right)$ その他法人 所得の $\frac{5.3}{100} \left(\frac{5.588}{100} \right)$ $\left[\frac{6.7}{100} \left(\frac{6.988}{100} \right) \right]$</p> <p>()は平成10年2月1日から平成28年1月31日までに終了する事業年度分について、資本金の額又は出資金の額が1億円超のもの、又は所得が年5,000万円超（収入金額を課税標準とするもの）にあつては4億円超のものに適用する。 []は開始事業年度が平成26年10月1日以後の事業年度分について適用する。</p>			
地方 人特別 税	<p>外形標準課税対象法人の基準法人所得割額の</p> $\frac{67.4}{100} \left(\frac{93.5}{100} \right)$ <p>外形標準課税対象以外の法人の基準法人所得割額の</p> $\frac{43.2}{100}$ <p>基準法人収入割額の</p> $\frac{43.2}{100}$ <p>()は開始事業年度が平成27年4月1日以後の事業年度分について適用する。</p>	<p>外形標準課税対象法人の基準法人所得割額の</p> $\frac{148}{100} \left(\frac{67.4}{100} \right)$ <p>外形標準課税対象以外の法人の基準法人所得割額の</p> $\frac{81}{100} \left(\frac{43.2}{100} \right)$ <p>基準法人収入割額の</p> $\frac{81}{100} \left(\frac{43.2}{100} \right)$ <p>()は開始事業年度が平成26年10月1日以後の事業年度分について適用する。</p>	平成20年10月1日以後に開始する事業年度に係る所得及び同日以後の解散による清算所得 法人事業税の納期に準ずる		

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
地方 消費税 譲渡割	<p>課税資産の譲渡等に係る消費税額の</p> $\frac{17}{63}$				
貨物割	<p>課税貨物に係る消費税額の</p> $\frac{17}{63}$				
不動産 取得税	<p>価格の $\frac{4}{100}$</p> <p>〔平成20年4月1日から平成30年3月31日までの住宅又は土地の取得〕 $\frac{3}{100}$</p>	<p>価格の $\frac{4}{100}$</p> <p>〔平成20年4月1日から平成27年3月31日までの住宅又は土地の取得〕 $\frac{3}{100}$</p>	知事が定める日	(減免) 天災等により災害を受けた者等のうち知事が必要と認めるもの (免除) 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける家屋及びその敷地である土地であつて、条例の規定によるもの	課税標準について 土地 10万円未満 家屋 (建築分) 23万円未満 (その他) 12万円未満
県たば こ税	<p>1,000本につき860円 (旧3級品の紙巻たばこについては、1,000本につき411円)</p>	左に同じ	毎翌月末日	(免除) 1. 輸出又は輸出の目的で行われる輸 出業者に対する売 渡し 2. 本邦と外国との 間を往来する本邦 の船舶又は航空機 に船用品又は機用 品として積み込む ための売渡し 3. 品質悪変又は破 損等のため販売に 適しないと認めら れる製造たばこの 廃棄 4. 既にたばこ税を 課された製造たば この売渡し又は消 費等	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
ゴルフ場利用税	1人1日につき 1級 1,150円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円 1. 65歳以上70歳未満の者の利用 2. 一定の競技会による利用 3. 早朝等の利用 以上に該当するものは2分の1の税率を適用する	左に同じ	毎翌月末日		
自動車取得税	$\frac{7}{100}$ 軽自動車以外の営業用自動車又は軽自動車 当分の間 $\frac{2}{100}$ 電気自動車 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除 天然ガス自動車 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車でポスト新長期規制からNOx10%以上低減車 取得価額から45万円控除	左に同じ 電気自動車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除 天然ガス自動車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車でポスト新長期規制からNOx10%以上低減車 取得価額から45万円控除	申告納付 1. 道路運送車両法第7条<新規登録>の規定による登録又は同法第97条の3<軽自動車の使用の届出等>の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得登録又は届出の時 2. 道路運送車両法第13条<移転登録>の規定による登録を受けべき自動車の取得登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日 3. その他の自動車の取得 取得の日から15日を経過する日	(減免) 次の各号に該当する者のうち知事が必要と認めるもの 1. 天災その他特別の事情により滅失又は損壊した自動車に代わるものと認められる自動車の取得 2. 取得した自動車とその取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該自動車の取得 3. 身体障害者が自ら運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得 4. 重度身体障害者又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が運転する自動車を取得した場合(重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が当該自動車を取得した場合を含む)及	取得価額について50万円以下(平成30年3月31日まで)

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	ガソリン自動車 ハイブリッド自動車 (1) 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成32年度燃費基準+10%達成車 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車 営業用及び軽自動車 $\frac{0.4}{100}$ 自家用 $\frac{0.6}{100}$ 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車 取得価額から35万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成32年度燃費基準達成車 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車 営業用及び軽自動車 $\frac{0.8}{100}$ 自家用 $\frac{1.2}{100}$ 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車 取得価額から25万円控除	ガソリン自動車 ハイブリッド自動車 (1) 車両総重量が2.5t以下の自動車であって、平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+20%達成車のうち平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用及び軽自動車 $\frac{0.4}{100}$ 自家用 $\frac{0.6}{100}$ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から30万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準達成車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用及び軽自動車 $\frac{0.8}{100}$ 自家用 $\frac{1.2}{100}$ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から15万円控除		身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者(当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く。)が運転する場合における当該自動車の取得 5. 構造上身体障害者の利用に供する自動車又は専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車を取得した場合における当該自動車の取得 6. 医療法に規定する公的医療機関の開設者が救急自動車、へき地巡回診療の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 $\frac{1.0}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{1.8}{100}$</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から15万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 $\frac{1.6}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{2.4}{100}$</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から5万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>(2)</p> <p>車両総重量が2.5t以下バス・トラックであって平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+25%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+20%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 $\frac{0.4}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{0.6}{100}$</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から35万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 $\frac{0.8}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{1.2}{100}$</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から25万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 $\frac{1.0}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{1.8}{100}$</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から15万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 $\frac{1.6}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{2.4}{100}$</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から5万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点	
	<p>(3)</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下バス・トラックで平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 $\frac{0.4}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{0.6}{100}$</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から35万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 $\frac{0.8}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{1.2}{100}$</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から25万円控除</p>	<p>(2)</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下バス・トラックで平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車のうち平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 $\frac{0.4}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{0.6}{100}$</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から30万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 $\frac{0.8}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{1.2}{100}$</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から15万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 $\frac{1.2}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{1.8}{100}$</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から15万円控除</p>				
	<p>プラグインハイブリッド自動車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p>	<p>プラグインハイブリッド自動車</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p>			
	<p>クリーンディーゼル乗用車</p> <p>ポスト新長期規制に適合している自動車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p>	<p>クリーンディーゼル乗用車</p> <p>車両総重量が3.5t以下のディーゼル乗用車であって、平成21年度自動車排出ガス規制に適合している自動車のうち平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p>			

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点	
	<p>ディーゼル車 ハイブリッドディーゼル車</p> <p>(1)</p> <p>ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から45万円控除</p> <p>(2)</p> <p>ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+10%達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 $\frac{0.4}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{0.6}{100}$</p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 $\frac{0.4}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{0.6}{100}$</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から35万円控除</p>	<p>ディーゼル車 ハイブリッドディーゼル車</p> <p>(1)</p> <p>ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+10%達成車</p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から45万円控除</p> <p>(2)</p> <p>ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準10%達成車</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 $\frac{0.4}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{0.6}{100}$</p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 $\frac{0.4}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{0.6}{100}$</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から30万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>(3)</p> <p>ポスト新長期規制からN O xかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準+10%達成車</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 $\frac{0.8}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{1.2}{100}$</p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 $\frac{0.8}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{1.2}{100}$</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から25万円控除</p>	<p>(3)</p> <p>ポスト新長期規制からN O xかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 $\frac{0.8}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{1.2}{100}$</p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 $\frac{0.8}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{1.2}{100}$</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から15万円控除</p>			

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>(4)</p> <p>ポスト新長期規制からN O xかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 $\frac{1.2}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{1.8}{100}$</p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 $\frac{1.2}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{1.8}{100}$</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から15万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>(5) 車両総重量が7.5t超バス・トラックで平成28年低排出ガス基準達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 $\frac{0.4}{100}$ 自家用 $\frac{0.6}{100}$</p> <p>平成28年低排出ガス期準達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 $\frac{0.8}{100}$ 自家用 $\frac{1.2}{100}$</p> <p>平成28年低排出ガス期準達成かつ平成27年度燃費基準達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 $\frac{1.2}{100}$ 自家用 $\frac{1.8}{100}$</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点	
	<p>衝突被害軽減ブレーキ搭載車 車両総重量が3.5t超8t以下のトラック 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が8t超20t以下のトラック 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が20t超22t以下のトラック 平成27年4月1日から平成28年10月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が13t超のトラック 平成24年4月1日から平成26年10月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が5t以下のバス等で乗車定員10人以上で立席がないもののうち 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が5t超12t以下のバス等乗車定員10人以上で立席がないもののうち 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p>	<p>衝突被害軽減ブレーキ搭載車 車両総重量が8t超22t以下のトラック 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が22t超のトラック 平成24年4月1日から平成26年10月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が13t超のトラック 平成24年4月1日から平成26年10月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>車両安定性制御装置搭載車 車両総重量が3.5t超8t以下のトラック 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車 取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が8t超20t以下のトラック 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車 取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が20t超22t以下のトラック 平成27年4月1日から平成28年10月31日までに取得した新車 取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が5t超12t以下のバス等乗車定員10人以上で立席がないものうち 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車 取得価額から350万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車 車両総重量が3.5t超8t以下のトラック 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車 取得価額から525万円控除</p> <p>車両総重量が8t超20t以下のトラック 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車 取得価額から525万円控除</p> <p>車両総重量が20t超22t以下のトラック 平成27年4月1日から平成28年10月31日までに取得した新車 取得価額から525万円控除</p> <p>車両総重量が5t超12t以下のバス等乗車定員10人以上で立席がないものうち 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車 取得価額から525万円控除</p>				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>バリアフリー車両 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入したノンステップバス</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から1000万円控除</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入したリフト付きバス</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>乗車定員30人以上 取得価額から650万円控除</p> <p>乗車定員30人未満 取得価額から200万円控除</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者が導入したユニバーサルデザインタクシー</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から100万円控除</p>	<p>バリアフリー車両 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入したノンステップバス</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から1000万円控除</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入したリフト付きバス</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車</p> <p>乗車定員30人以上 取得価額から650万円控除</p> <p>乗車定員30人未満 取得価額から200万円控除</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者が導入したユニバーサルデザインタクシー</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から100万円控除</p>			

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
軽油引取税	<p>1 kℓにつき15,000円 〔当分の間、引取に係るもの〕 1 kℓにつき32,100円</p>	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	
自動車税	<p>1. 乗用車 営業用 総排気量 10 以下 年額 7,500円 10 超 1.5ℓ 以下 年額 8,500円 1.5ℓ 超 2ℓ 以下 年額 9,500円 2ℓ 超 2.5ℓ 以下 年額 13,800円 2.5ℓ 超 3ℓ 以下 年額 15,700円 3ℓ 超 3.5ℓ 以下 年額 17,900円 3.5ℓ 超 4ℓ 以下 年額 20,500円 4ℓ 超 4.5ℓ 以下 年額 23,600円 4.5ℓ 超 6ℓ 以下 年額 27,200円 6ℓ 超 年額 40,700円</p> <p>自家用 総排気量 10 以下 年額 29,500円 10 超 1.5ℓ 以下 年額 34,500円 1.5ℓ 超 2ℓ 以下 年額 39,500円 2ℓ 超 2.5ℓ 以下 年額 45,000円 2.5ℓ 超 3ℓ 以下 年額 51,000円 3ℓ 超 3.5ℓ 以下 年額 58,000円 3.5ℓ 超 4ℓ 以下 年額 66,500円</p>	1. 左に同じ	<p>1. 賦課期日 4月1日 2. 納期 5月1日～ 5月31日</p> <p>道路運送車両法第7条<新規登録>の規定による登録を賦課期日後翌年2月末日までの間に申請をしたとき登録の申請をした日</p>	(免除) 1. 商品であって使用しない自動車 2. 消防専用自動車及び救急専用自動車 3. もっぱら公益の用に直接供する自動車 知事の認めるもの 4. 平成24年1月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた電気自動車及びプラグインハイブリット自動車 (減免) 1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち、知事が必要と認めるもの 2. 一定の身体障害者が所有する自動車 で自ら運転するもの、又は重度身体障害者若しくは精神障害者が所有する自動車 (重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む)で当該重度身体障害者又は精神障害者のために同一生計者が運転	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	40 超 4.5t 以下 年額 76,500円 4.5t 超 6t 以下 年額 88,000円 6t 超 年額 111,000円 (ロータリーエンジンを原動機とする自動車については、エンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記の区分を適用する。)				
2. トラック	2. 左に同じ				
営業用					
最大積載量					
1 t 以下	年額 6,500円				
1 t 超 2 t 以下	年額 9,000円				
2 t 超 3 t 以下	年額 12,000円				
3 t 超 4 t 以下	年額 15,000円				
4 t 超 5 t 以下	年額 18,500円				
5 t 超 6 t 以下	年額 22,000円				
6 t 超 7 t 以下	年額 25,500円				
7 t 超 8 t 以下	年額 29,500円				
8 t 超	年額29,500円に 8 t を超える 1 t 毎に 4,700円を加算した額				
小型自動車に属するけん引車	年額 7,500円				
普通自動車に属するけん引車	年額 15,100円				
小型自動車に属する被けん引車	年額 3,900円				
普通自動車に属する最大積載量 8 t 以下の被けん引車	年額 7,500円				
				するもの及び身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が所有する自動車で、当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く）が運転するもののいずれかに該当する自動車のうち、知事が必要と認めるもの（以上いずれも1人について1台に限る。） 3. 構造上身体障害者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車のうち、知事が必要と認めるもの 4. 中古自動車販売業者が、賦課期日において商品として所有し、かつ、展示している自動車のうち、知事が必要と認めるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	8 t 超の被けん引車 年額7,500円に 8 t を超える 1 t 毎に 3,800円を加算した額 最大乗車定員が 4 人以上であるもの 総排気量 1t 以下 それぞれの年額に 3,700円を加算した額 総排気量 1t 超 1.5t 以下 それぞれの年額に 4,700円を加算した額 総排気量 1.5t 超 それぞれの年額に 6,300円を加算した額 自家用 最大積載量 1 t 以下 年額 8,000円 1 t 超 2 t 以下 年額 11,500円 2 t 超 3 t 以下 年額 16,000円 3 t 超 4 t 以下 年額 20,500円 4 t 超 5 t 以下 年額 25,500円 5 t 超 6 t 以下 年額 30,000円 6 t 超 7 t 以下 年額 35,000円 7 t 超 8 t 以下 年額 40,500円 8 t 超 年額40,500円に 8 t を超える 1 t 毎に 6,300円を加算した額 小型自動車に属するけん引車 年額 10,200円 普通自動車に属するけん引車 年額 20,600円 小型自動車に属する被けん引車 年額 5,300円 普通自動車に属する最大積載量 8 t 以下の被けん引車 年額 10,200円				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
8 t 超の被けん引車 年額10,200円に8 t を超える1 t毎に 5,100円を加算し た額 最大乗車定員が4人以上で あるもの 総排気量1ℓ 以下 それぞれの年額に 5,200円を加算し た額 総排気量1ℓ 超 1.5ℓ 以下 それぞれの年額に 6,300円を加算し た額 総排気量1.5ℓ 超 それぞれの年額に 8,000円を加算し た額					
3. バス 営業用 一般乗合用のもの 定員 30人以下 年額 12,000円 30人超40人以下 年額 14,500円 40人超50人以下 年額 17,500円 50人超60人以下 年額 20,000円 60人超70人以下 年額 22,500円 70人超80人以下 年額 25,500円 80人超 年額 29,000円 一般乗合以外のもの 定員 30人以下 年額 26,500円 30人超40人以下 年額 32,000円 40人超50人以下 年額 38,000円 50人超60人以下 年額 44,000円 60人超70人以下 年額 50,500円 70人超80人以下 年額 57,000円 80人超 年額 64,000円	3. 左に同じ				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
自家用 定員 30人以下 年額 33,000円 30人超40人以下 年額 41,000円 40人超50人以下 年額 49,000円 50人超60人以下 年額 57,000円 60人超70人以下 年額 65,500円 70人超80人以下 年額 74,000円 80人超 年額 83,000円					
4. 三輪の小型自動車 営業用 年額 4,500円 自家用 年額 6,000円		4. 左に同じ			
5. 特殊用途自動車 営業用 壺きゅう車 年額 10,100円 その他 年額 13,500円 自家用 キャンピング車 総排気量 1ℓ 以下 年額 23,600円 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 年額 27,600円 1.5ℓ 超 2ℓ 以下 年額 31,600円 2ℓ 超 2.5ℓ 以下 年額 36,000円 2.5ℓ 超 3ℓ 以下 年額 40,800円 3ℓ 超 3.5ℓ 以下 年額 46,400円 3.5ℓ 超 4ℓ 以下 年額 53,200円 4ℓ 超 4.5ℓ 以下 年額 61,200円 4.5ℓ 超 6ℓ 以下 年額 70,400円 6ℓ 超 年額 88,800円 その他 年額 18,400円		5. 左に同じ			

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>ロータリーエンジンを原動機とする自動車については、エンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記を総排気量とみなして上記の区分を適用する。</p> <p>6. グリーン化税制</p> <p>(1) 税率の軽減</p> <p>平成26年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録された自動車のうち</p> <p>電気自動車（燃料電池車含む）、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 通常税率の概ね75%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準20%以上達成車（平成32年度燃費基準達成） 通常税率の概ね75%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準20%又は10%以上達成車（平成32年度燃費基準未達成） 通常税率の概ね50%軽減</p> <p>(2) 税率の重課</p> <p>平成16年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成14年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車 通常税率の概ね15%重課</p>	<p>(1) 税率の軽減</p> <p>平成24年4月1日から平成26年3月31日までに新車新規登録された自動車のうち</p> <p>電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車 通常税率の概ね50%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準20%又は10%以上達成車 通常税率の概ね50%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準達成車 通常税率の概ね25%軽減</p> <p>(2) 税率の重課</p> <p>平成15年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成13年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車 通常税率の概ね10%重課</p>			
鉱区税	<p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区100アール毎 年額 200円 採掘鉱区100アール毎 年額 400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 100アール毎 年額 200円</p>	左に同じ	<p>1. 賦課期日 4月1日</p> <p>2. 納期 5月15日～ 5月31日</p>	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>3. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 1の税率の$\frac{2}{3}$ (注) 100アール未満の端数は100アールとみなす。</p>				
固定資産税	$\frac{1}{100}$	左に同じ	<p>1. 賦課期日 1月1日</p> <p>2. 納期 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月1日～ 2月末日</p>	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの (免除) 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける償却資産で条例の規定によるもの	
狩猟税		左に同じ	<p>1. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 8,200円</p> <p>2. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円</p> <p>3. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 16,500円</p> <p>4. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円</p> <p>5. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p>	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者 2. 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者	

2 税制改正

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
狩猟税	<p>6. 狩猟者登録を申請した日以前1年以内に、愛知県内の区域において鳥獣による生活環境、農林水産又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣保護法に基づく許可捕獲等に従事した者</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までの登録</p> <p>1の税率の者 4,100円</p> <p>2の税率の者 2,700円</p> <p>3の税率の者 8,200円</p> <p>4の税率の者 5,500円</p> <p>5の税率の者 2,700円</p>				
産業廃棄物税	<p>最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき 1,000円</p> <p>自らの産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合は産業廃棄物の重量1トンにつき 500円</p>	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

税目	主な改正事項																
個人県民税	<p>○ふるさと納税の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限を1割から2割へ引上げる。 ・確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄付金税額控除を受けられる特例（ふるさと納税ワンストップ特例）を創設。 <p>○ジュニアNISAの創設及びNISAの年間投資上限額の拡充</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">改正前</td> <td style="text-align: center;">平成28年1月1日以降</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">NISAの年間投資上限額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">120万円</td> </tr> </table>	区分	改正前	平成28年1月1日以降	NISAの年間投資上限額	100万円	120万円										
区分	改正前	平成28年1月1日以降															
NISAの年間投資上限額	100万円	120万円															
法人県民税 法人事業税	<p>○均等割の税率区分の基準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率区分の基準について、資本金と資本準備金の合計額を下限とする。 <p>○所得割の税率の引下げ及び外形標準課税の拡大</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[標準税率]</td> <td style="text-align: center;">改正前</td> <td style="text-align: center;">平成27年度</td> <td style="text-align: center;">平成28年度以降</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td style="text-align: center;">4.3%</td> <td style="text-align: center;">3.1%</td> <td style="text-align: center;">1.9% (年800万円超の所得)</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td style="text-align: center;">0.48%</td> <td style="text-align: center;">0.72%</td> <td style="text-align: center;">0.96%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td style="text-align: center;">0.2%</td> <td style="text-align: center;">0.3%</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> </tr> </table> <p>○資本割の課税標準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本割の課税標準である資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、当該額を課税標準とする。 <p>○所得拡大促進税制の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について、給与増加分の負担を軽減。 <p>○外形標準課税に係る負担変動軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模が一定以下の法人について、2年間に限り外形標準課税の拡大による負担増を原則1/2に軽減。 	[標準税率]	改正前	平成27年度	平成28年度以降	所得割	4.3%	3.1%	1.9% (年800万円超の所得)	付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%	資本割	0.2%	0.3%	0.4%
[標準税率]	改正前	平成27年度	平成28年度以降														
所得割	4.3%	3.1%	1.9% (年800万円超の所得)														
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%														
資本割	0.2%	0.3%	0.4%														
不動産取得税	<p>○買取再販事業者が一定の改修を行って販売するために取得する中古住宅に係る税額の減額措置の創設</p> <p>○Jリート・特定目的会社に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長</p>																
県たばこ税	<p>○旧3級品の製造たばこに係る特例税率の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧3級品の製造たばこの県たばこ税（1,000本あたり） <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">改正前</td> <td style="text-align: center;">平成28年度</td> <td style="text-align: center;">平成29年度</td> <td style="text-align: center;">平成30年度</td> <td style="text-align: center;">平成31年度以降</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">411円</td> <td style="text-align: center;">481円</td> <td style="text-align: center;">551円</td> <td style="text-align: center;">656円</td> <td style="text-align: center;">860円</td> </tr> </table>	改正前	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降	411円	481円	551円	656円	860円						
改正前	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降													
411円	481円	551円	656円	860円													
自動車取得税	<p>○エコカー減税の対象範囲の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度燃費基準への置き換えを行うとともに、平成32年度燃費基準未達成の現行エコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする措置を講じ、2年延長。 <p>○中古車取得に係る課税標準の特例措置の対象範囲の見直し</p> <p>○パリアフリー性能の優れた自動車取得に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の延長</p> <p>○先進安全自動車（ASV）の取得に係る課税標準の特例措置の拡充</p>																
狩猟税	<p>○有害鳥獣捕獲従事者に係る狩猟税の軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者について、課税免除とする。 ・鳥獣保護法第9条に基づく許可捕獲の従事者について、税率を1/2とする。 																